


前期中（1～6月）に  
専従者・従業員・パート等に給与支払をされた方は、  
**7月11日（月）までに**  
**源泉所得税の納付が必要です。** ※納期の特例適用者

源泉所得税がかからない額（0円）でも、税務署への報告（納付書の提出）の必要があります。



事務局では、源泉所得税相談会を予約制にて実施致します。

**相談期間**：6月16日（木）～7月11日（月）

**相談時間**：30分（ただし、従業員が3名以上の場合は60分）

**予約方法**：①当会予約サイトより ※要会員番号、パスワード

②電話 050-3719-5607 ※平日 午前9時～午後5時

③来所 ※平日 午前9時～午前12時、午後1時～午後5時

**持ち物**：①、②は当会ホームページよりダウンロードできます。


（お手元保管が必要な書類です。）




**① 源泉徴収簿**  
 事前に毎月の給与等支給額や源泉所得税をご記入ください。



**② 扶養控除等（異動）申告書**  
 専従者、従業員へ渡し、記入後、提出してもらってください。



**③ 納付書**  
 （所得税徴収高計算書）



ご自身でご提出や納税を行う場合は、  
**裏面**をご参照下さい。



一般社団法人みどり青色申告会事務局

横浜市青葉区田奈町 13-17

TEL：045-989-5011 FAX：045-989-5022

予約 TEL：050-3719-5607

e-mail： midori-airo@nifty.com ホームページ 'みどり青色' で検索

## (記載例)

### 税額が発生しない場合

- ・給与を受ける方の扶養親族等の数が0人で給与の月額が 88,000 円未満
- ・〃 扶養親族等の数が1人で給与の月額が 119,000 円未満 の場合など

ご記入の上、納付書を当会宛に郵送してください。(控えは次回来所時返却)

(例) 従業員 1 名 月給 80,000 円 月末支払の場合

### 税額が発生する場合

- ・給与を受ける方の扶養親族等の数が0人で給与の月額が88,000 円以上
- ・〃 扶養親族等の数が1人で給与の月額が 119,000 円以上 の場合など

ご記入の上、ご自身で期日までに金融機関または税務署で納付してください。

(例) 従業員 1 名 (扶養親族等 0 名) 月給 150,000 円月末支払の場合

※ 上記以外のケースや、ご不明な点がございましたら事務局までご連絡ください。